

令和 8 年 1 月 28 日 (水) 提出メ切
和光市議会議員研修会報告書

会派名 新しい風・希望

研修項目	令和 7 年度議員研修会 (所沢市行政視察)
日 時	令和 8 年 1 月 2 1 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から
場 所	所沢市議会

※視察での説明などは、以下のとおりである。なお、説明終了後の質疑についても、報告中に記載している場合がある。

①先議・専決処分について

- ・先議という概念は、所沢市議会にはない。
- ・専決処分に関しては、令和 7 年 3 月 3 8 日議決 (全部改正) の「市長の専決処分事項の指定について」の中で、「3 解散、欠員等の事由による選挙費に係る予算を補正すること。」と定めている。(なお、前記の議決において、4 項目が定められている。)
- ・(質疑において) 臨時会の開催での、議会運営委員会は 1 週間前に開催しており、そこで議案書の説明がある。
- ・昨年 5 月 1 日から通年議会がスタートしているが、専決処分件数に大きな変化はない。

参考：

○専決処分事項の指定について

昭和 54 年 12 月 20 日

議決第 105 号

専決処分事項の指定について(昭和 47 年第 88 号議決)の全部を次のように改正する。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の規定により、次の事項は市長において専決することができる。

- (1) 法令上市の義務に属する 1 件の金額 100 万円以下の損害賠償の額を決定すること。ただし、自動車事故については保険金で支払われる賠償額に 5 万円を加えた額を限度とする。
- (2) 前号の損害賠償額の決定に伴い、予算を定めること。
- (3) 市が当事者である和解で、その目的の価額が 100 万円以下のもの
- (4) 地方自治法第 243 条の 2 の 9 第 8 項の規定に基づき、職員の賠償責任を免除しようとする場合において当該賠償責任の金額が 10 万円以下のものを免除すること。

附則(令和 2 年議決第 28 号)

この議決は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

②通年議会について

- ・10 年ほど前に阿久根市長が当初予算を専決した事案から、議会の招集権が市長にあることに対し、その濫用をさせない方途として、通年議会の議論が始まった。通年議会への移行

令和8年1月28日(水)提出メ切

については相当の反対があり、パブコメで市民からの反対も多かった。議会運営委員会が全会一致の原則をとっていることから合意形成に時間がかかり、約10年かけて通年制に舵を切ることができた。なお、当時の市長と議会との関係で、調整に時間がかかった面もあるとのこと。

- ・実際に移行してみて、議員活動にそれほど大きな変化はないが、日程を早期に確定できることが大きなメリットと認識している。
- ・所沢市議会では、令和7年5月から導入したところであり、毎年5月に議会が招集としており、5月1日から4月30日を会期としている。なお、通年議会の考え方としては、会期を定める場合に1年間と任期(4年間)を定める方法があるとのこと。
- ・従前は、臨時議会を開いて、議案処理を行っていた。
- ・年間通しての議会の日程を組むことから、執行部側でも業務や各種イベント対応等で負担軽減や計画性を持っての対応ができていないのではないかと認識している。

参考：平成16年 地方自治法の一部改正

③議員間討議について

- ・所沢市では、「議員間の自由討議」として議会基本条例の中で定めている。自由討議は、委員会で行っており、本会議では行っていない。
- ・すでに行われた自由討議に要した時間は、15分程度であった。
- ・「議員間討議」を導入すると、時間が長くなる懸念の指摘もあるが、所沢市ではそのようなことはない。
- ・さらには、執行部側も自由討議に参加でき、意見を述べている。
- ・議案の修正案をまとめる際に、自由討議が行われる場合も想定している。
- ・自由討議においては、討議の進行において委員長の役割が重要なものとなる。
- ・令和4年10月の議会では、総合振興計画の特別委員会で自由討議を行い、修正案をまとめたことがある。

④予算前審議について

- ・『予算案提出前における市当局と議会との情報共有や意見交換の仕組み』については、行っていないとの回答。
- ・『「予算編成方針」段階で議会に対する説明や意見聴取』については、ないとの回答。
- ・『市民要望や議会提案を翌年度予算編成に反映させるための提案手続・時期・方法の明確化を検討する考え』については、ないとの回答。
- ・『予算前審議はどの時期に、どのような形式で行われているか』については、行っていない。
- ・予算前審議を行うにあたって、執行部にどのような準備を求めていますか』については、行っていない。
- ・所沢市議会では「予算前審議」の概念はない。新規事業概要調書の資料が充実していて、議案の提案説明後の調査休会日に会派ごとにヒアリングを行っている。さらに、資料を充実させることにより、記載している事項の質疑が減った。

- ・臨時議会の場合は、議案の議会運営委員会説明後に、ヒアリングを行っている。

⑤その他

- ・非常に具体的かつ現実的な説明をいただき、それぞれの項目について納得できた。
- ・「通年議会」を当市議会に取り入れるとすれば、何を目的に取り入れるのかを明確にして進められればよいと思う。
- ・議員間討議（自由討議）については、まずは委員会で実施していくこと、最低限のマナーの共有で細かい規定は不要ではないか。委員長の仕事が重要であることはその通りだと思う。
- ・新規事業や継続事業に関しての、財政負担・財源見通しに関しては、総合振興計画実施計画を従前作成していた様式を復活させることで、事業見通しや財政運営の透明性が確保できるのではと考える。
- ・ICT化やDXに関しては、ここ個別に検討・実施ではなく、計画策定により、目的・効果見通し・財政負担をもって、執行部との協議も行い具体化していく必要があると再認識をした。（参考：『所沢市議会 ICT 化推進基本計画 Ver.2.0』、『会議中における情報通信機器の仕様基準』）